## 委託業務共同企業体入札参加資格審査申請書

#### 業務名称 秋田市庁舎総合管理業務委託

このたび、連帯責任によって委託業務を実施するため、下記のとおり共同企業体を結成したので、標記業務委託に係る入札参加資格の審査について、下記の書類を添えて申請します。

(宛	5先)	秋	田市	長			令和	年	月	日
		‡	共同企業体	の名称_			委託業務	5共同企	業体	
代	表	者	住 商号又に 代表者職							印
構	成	員	住 商号又に 代表者職							印
構	成	員	住 商号又に 代表者職							印
構	成	員	住 商号又に 代表者職							印
(事	¥務担	当者	皆) 部署・氏 E-mailア							
			(電話 _		記	FAX				)

- 1 委託業務共同企業体協定書の写し
- 2 業務実績調書
- 3 配置予定管理責任者調書
- 4 誓約書

また、当該業務について令和 年 月 日から解散するまでの間、次の権限を当共同企業体代表者に委任します。この場合の使用印は次のとおりです。

# 委任事項

- 使用印
- 1 委託業務の入札及び見積りに関する一切の権限
- 2 業務請負契約に係る一切の権限
- 3 業務請負代金の請求、受領に関する一切の権限
- 4 その他業務の実施に関し、諸届け、諸報告の提出に関する一切の権限

#### 委託業務共同企業体協定書

/	$\rightarrow$	1.1	1
(	Н		Ì١
١.		ш,	,

第1条	当共同企業体は、	秋田市が発注する下記業務(以下「委託業務」という。)をま	共同連
帯して	実施することを目	目的とする。	

	委託	名	秋田市	庁舎:	総合管	<b>亨理業</b> 務	<b>落委託</b>					
	(名称)											
第:	2条 当共	同企業体	は、				_委託業務	<b>努共同</b> 金	è業体	(以下	「当企業	[体]と
V	ハう。)と称	する。										
	(事務所の	所在地)		(住	所)							
第:	3条 当企	業体は、	事務所を						<u> </u>	こ置く。	<b>o</b>	
	(成立の時	期及び解	散の時期	)								

- 第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、委託業務の請負契約の履行後 1箇月を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 委託業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 商号又は名称

住 所 商号又は名称

住 所 商号又は名称

住 所 商号又は名称

(代表者の名称) (会 社 名)

第6条 当企業体は、\_\_\_\_\_を代表者とする。 (代表者の権限)

- 第7条 当企業体の代表者は、委託業務の実施に関し、当企業体を代表して、秋田市と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札及び見積書の提出、業務請負契約の締結、請負代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。
- 2 秋田市の行う業務の監督、請負代金の支払等の契約に基づく行為については、すべて 第6条の代表者が相手方となり、代表者が通知を受けた事項は他の構成員にも通知され たものとみなす。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該委託業務について秋

田市と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

代表者会社名	 %
構成員会社名	 %
構成員会社名	 %
構成員会社名	 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価 するものとする。

(運営委員会)

- 第9条 当企業体は、構成員全体をもって運営委員会を設け、委託業務の完了に当たるものとする。
- 2 運営委員会の会長は、当企業体の代表者が当たるものとする。 (構成員の責任)
- 第10条 各構成員は、委託業務の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。 (取引金融機関)
- 第11条 当企業体の取引金融機関は、\_\_\_\_\_\_銀行\_\_\_\_\_店とし、当企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。 (決算)
- 第12条 当企業体は、業務完了の都度、当該業務について決算するものとする。 (利益の配当の割合)
- 第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に 利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員 が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、秋田市及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務を完了 する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、 残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している 出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果、 欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に 負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前 条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき、引き渡された目的物が契約 の内容に適合しないものである場合は、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものと する。

(協定書に定めのない事項)

第19条	この協定書に知	官めのな	ない事項について	は、運営委員会におい	いて定めるものとする。
(代表会	(社名)				
			_社は、上記のと	おり	委託業務共同企業体

協定を締結したので、その証拠としてこの協定書通を作成し、各通に構成員が記名

押印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

住 所 商号又は名称 代表者職・氏名

印

住 所 商号又は名称 代表者職・氏名

囙

住所商号又は名称代表者職・氏名

印

住 所 商号又は名称 代表者職・氏名

印

## 業務実績調書

地方公共団体等および民間における業務実績

	1	2	3
施 設 名			
建物延べ面積 (㎡)			
業務内容			
履行期間	~	~	~
契 約 金 額 (千円)			
業務実施における特 徴的な事項			

## 配置予定管理責任者調書

責任者名	氏名・役職等	実務経験年数・資格	業務実績内容
統括管理責任者	会社名・氏名 	実務経験年数 (年) 最終学歴 保有資格 ・	
管理責任者 1 担当業務内容	会社名・氏名	実務経験年数 ( 年) 最終学歴 保有資格 ・	
管理責任者 2 担当業務内容	会社名・氏名 生年月日 年月日(歳) 役職等	実務経験年数 (年) 最終学歴 保有資格 ·	
管理責任者 3 担当業務内容	会社名・氏名 生年月日 年 月 日 ( 歳) 役職等	実務経験年数 (年) 最終学歴 保有資格 ・	

<sup>※</sup>本書類に記載した管理責任者は、原則として現場に配置するものとし、契約期間内は変更できないものとする。

#### 誓 約 書

令和 年 月 日付けでお知らせのありました<u>秋田市庁舎総合管理業務</u> <u>委託</u>の入札に当たっては、秋田市財務規則および関係法令を遵守のうえ、疑惑を もたれるような一切の行為をしないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

誓約者

委託業務共同企業体

住 所

代表者

氏 名

本件責任者 (部署名·氏名) 担 当 者 (部署名·氏名)

連絡先

(宛先) 秋 田 市 長